

熊本県公報

号外 第46号の5
平成17年9月30日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

訓 令

- 熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令……………(私学文書課) 1

訓 令

熊本県訓令第34号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)
各地方出先機関

熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成17年9月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県電子署名規程の一部を改正する訓令

熊本県電子署名規程(平成16年熊本県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号を削る。

第5条中「鍵情報等管理者」の次に「(以下「鍵情報等管理者」という。)」を加え、「総室・室」を「総室・室・センター」に改める。

第6条中「鍵情報等行使者」の次に「(次項において「鍵情報等行使者」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札システム(熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第2条第10号に規定する電子入札システムをいう。)の利用における鍵情報等行使者は、鍵情報等管理者が指定することができる。

附 則

この訓令は、平成17年9月30日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成17年4月1日から適用する。

